

保険法における遺言による保険金受取人の変更

神戸学院大学 岡 田 豊 基

1. はじめに

保険法では、契約者と受取人とが異なる第三者のためにする生命保険契約において（42条～45条）、遺言による受取人変更の規定が定められている（44条1項）。本報告では、遺言による受取人変更について若干の検討を行う。

2. 遺言による受取人変更

（1）遺言による受取人変更の理論的根拠

遺言による受取人変更が法定されたことで、かかる変更の意思表示は遺言事項となるゆえに、民法の規定との関連において、その効力を明らかにしなければならない。そうであるとして、遺言事項は、遺言者の真意確保等のため、法的に意味のある事柄でなければならない。遺言によっても生前行為によってもなしうる行為として財産処分があり、この中に遺贈（民法 964 条）が含まれる。受取人変更とは、保険金請求権の帰属者である受取人を変更する行為である。それゆえに、受取人変更の意思表示を行う契約者の意思は、旧受取人に属する受取人（＝保険金請求権者）という財産上の地位を新受取人に取得させようとするものである。また、受取人は自己固有の権利として保険金請求権を取得するが、この権利は絶対的な権利ではなく、受取人変更権は契約者に帰属することから、保険金請求権の帰属は契約者の意思に左右される。それゆえに、遺言者の意思が明白である限り、他人に属する権利を遺贈の目的とすることが可能であることから（民法 996 条但書）、第三者のためにする生命保険契約であっても、遺言による受取人変更を行う場合、かかる変更を他人に属する権利の遺贈と解することができると考えられる。ただし、遺贈を包含する行為概念である財産処分として、すなわち、契約者が処分権行使の一形態としてかかる変更を行うことは可能であると解することで十分であろう。その限りにおいて、遺言は相手方のない単独行為として権利変更を生じさせることのできる要式行為であり、受取人変更権の留保制度を保険金請求権について処分権を契約者が有する制度であり、契約者が処分権の行使の一形態として受取人変更との形式で処分することが可能であると考えられる。

（2）遺言後の新たな受取人変更

遺言後に、遺言以外の方法で新たな受取人変更の意思表示がなされることについて、商法上の裁判例は、民法上、遺言と異なる生前処分その他の法律行為をした場合には、遺言

の撤回がなされたものとして取り扱うことが可能であることから、受取人変更についても同様に扱うべきであるとする。すなわち、民法上、遺言と遺言後の生前処分その他の法律行為とが抵触する場合には、その抵触する部分については、遺言後の生前処分その他の法律行為で遺言を取り消したものとみなされ（民法 1023 条 2 項）、抵触する生前処分その他の法律行為による撤回が擬制されている。これは、遺言者が前の遺言と抵触する行為をした場合にも、そこに撤回の効力を擬制するものである。そして、前の遺言の存在や内容を忘却して行為をした場合でも撤回が擬制され、意思を変更したものとみなされるとされる。

遺言による受取人変更が遺言事項とされることからして、かかる変更権についても、所定の要件が充足される限り、遺言の撤回が擬制されると解するべきである。

（3）遺言による受取人変更とされる範囲の解釈基準

遺言による受取人変更であることが明白ではあるが、変更対象となっている保険契約や保険金請求権が特定できない場合や、遺言による受取人変更である旨が明確に記載されているとはいえない場合などがある。

遺言による受取人変更について訴訟となるケースのうち、新旧受取人間の訴訟では、民法上の遺言の解釈基準がそのまま妥当すると考える。これに対して、受取人・保険会社間の訴訟では、民法上の遺言の解釈基準とは異なる解釈をするべきである。この場合、保険者は、保険契約の当事者として、他方当事者である契約者が行った遺言に関与することとなり、遺言の効力が発生すると、遺言書に記載された受取人変更に従って、所定の要件が充足された後、新受取人に保険金を支払う。これはまさしく、遺言の効力によるものであるのみならず、保険契約という取引に基づいて発生する効果である。そもそも遺言の解釈において、意思主義に従って遺言者の真意を問題にするだけでよいとされるのは、遺言は相手方のない単独行為であるから、相手方の保護や取引の安全を考慮する必要はないということに基づく。また、保険者に遺言者の真意を知るように要求することは酷であろうし、真意を知ることは不可能に近い。そうであれば、受取人・保険会社間の訴訟では、民法上の遺言の解釈基準とは解釈を異にし、契約者が遺言に示した意思表示の有する客観的な意味に従って保険金を支払えばよいと解するべきである。

3. おわりに

報告では、遺言による受取人変更について、以上の点を中心として若干の検討を試みる。つきましては、ご指導・ご教授の程、宜しくお願い申し上げます。